
令和5年度第10回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和6年1月11日(木) 15時00分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部	寛				
会長職務代理者	13番	山根	祐一				
委員	2番	東田	輝正	3番	明治	良一	
	4番	岸本	慶子	5番	衣笠	指図	
	6番	横野	俊彦	7番	大村	祥一郎	
	8番	上田	正人	9番	大谷	誠一	
	10番	細田	邦男	11番	山本	知司	

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾	寿秋	井上	寿光		
	荻原	晴雄	岸本	政明		
	横山	茂	猪本	正己		
	佐藤	洋一	藤田	榮一郎		
	鎌谷	一也	中山	浩一		
	保田	公範	山田	裕人		
	公賀	義高	中嶋	美枝子		

4. 欠席委員 田中 孝幸 川村 忠幸

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	2番	東田	輝正	3番	明治	良一	
第2	報告事項1	農地法第3条の3第1項の規定による届出書について						
	2	農地法第18条第6項の規定による通知書受理について						
第3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請審議について						
第4	議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について						
第5	議案第3号	農用地利用集積等促進計画について						
第6	その他							

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（15時00分）

本日の欠席者は、田中委員、川村職務代理の2名です。

農業委員 出席者数 12名

農地利用最適化推進委員 出席者数 14名

定足数に達していますので、令和5年度第10回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、2番 東田輝正委員、3番 明治良一委員、をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は9件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。6ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は4件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号30-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について。

受付番号30-1について説明をします。

【議案第1号 受付番号30-1朗読後、説明】

事務局

土地の所在地 下峰寺地内
登記地目：田 現況地目：畑
面積 253 m²

理由につきましては、以前より譲受人は譲渡人から下峰寺の果樹園を借りておられ、今回の申請地に譲渡人が所有する散水ポンプがありました。そのポンプを譲受人が更新されたこともあり、譲受人から譲渡人へ申請地を譲り受けたい旨相談をされ、売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地や借り受けている農地で主に野菜や果樹を栽培され、また、地域の担い手法人の構成員として水稻を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、引き続き野菜を栽培される予定です。

通作については、自宅から10km程度であり問題ないと思われ
ます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は60年以上、奥さんも15年以上の農業従事期間がありますので問題はないと思われ
ます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

この件につきましては、3番 明治良一委員に事前調査をお願い
していますので報告をお願いします。

明治委員

はい。受付番号30-1について、事前調査をしましたので報告
します。1月5日に譲渡人、また、譲受人に話を聞きました。譲渡人
の方には訪問して直接話を聞き、現地を確認しております。譲受人
についても、その後、電話確認したところ、間違いありませんとい
うことを言っておられました。事務局から先ほど説明があったとお
り相違ありません。現状何も変わらないので特に問題ないと思われ
ます。以上です。

議長（会長）

はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見は
ありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号31-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号31-2について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号31-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 船岡殿地内 登記地目：雑種地 現況地目：畑 面積 206 m²</p> <p>理由につきましては、以前から譲渡人の奥さんと譲受人の奥さんとの間で売買の話がまとまっていたのですが、正式な手続きがされていなかったため、この度所有権移転の申請をされるものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で野菜を栽培され、また、地域の担い手法人の構成員として水稻も栽培されています。今回譲り受けられる農地では、野菜を栽培される予定です。</p> <p>通作については、自宅から300m程度であり問題ないと思われ ます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は52年以上、奥さんは30年以上、お母さんは70年以上農業の従事期間もあり問題はないと思われ ます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認め られます。以上です。</p>
議長（会長）	この件につきましては、11番 山本知司委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。
山本委員	はい。では31-2につきまして現地確認、それから両本人に会いましてですね、確認しましたので報告させていただきます。場所は図面とプロジェクターに映してある場所でございます、先ほど事務局から説明がありました譲受人の家から300mほどということで

- 山本委員 あります。譲渡人はですね、奥さん同士で売買の話がしてあったようなところですが、何かもうちょっと売りたいとのことで凍結していたようでございます。今回、譲渡人は年を取られ、草刈りをするのが大変だということで、譲り渡したいという気持ちになり、譲受人に譲渡する話を持ちかけたということでございました。譲受人は家に子供さん等の車が5台ぐらいあるんですが、車を置くところを確保したことで、トラクターとか耕運機、その他の農具等を置く場所が不足しているとのことでした。ゆくゆくは譲り受けた土地に農業用倉庫を建てたいという気持ちを持っておられるようですが、先ほどありましたように、当分は野菜を作って管理するというところでございましたのでご報告させていただきました。以上でございます。
- 議長（会長） はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
- 委員一同 （全員挙手）
- 議長（会長） 賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。
続きまして、受付番号32-3について事務局は説明をお願いします。
- 事務局 受付番号32-3について説明をします。
【議案第1号 受付番号32-3 朗読後、説明】
土地の所在地 大門地内
登記地目：畑 現況地目：畑
面積 166 m²
土地の所在地 大門地内
登記地目：田 現況地目：畑
面積 514 m²
土地の所在地 大門地内
登記地目：田 現況地目：田
面積 1,354 m²

事務局	<p>土地の所在地 大門地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 252 m² 理由につきましては、譲渡人と譲受人とは親子で、高齢となり息子に農地を贈与したいということです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は世帯で所有している農地で主に果樹を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、引き続き果樹や水稻を栽培される予定です。</p> <p>通作については、すべての申請地について自宅から概ね300m以内であり問題ないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は40年以上、奥さんは30年以上、2人の子供さんも10年以上農業の従事期間もありますし、問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き果樹や水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、10番 細田邦男委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
細田委員	<p>はい。受付番号32-3、4筆、大門●●番●ほか3筆ということで12月25日に現地を見まして、その後本人に確認をいたしまして、間違いがないということでございました。先ほど説明がありましたとおりですので問題はないと思います。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（挙手多数）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号33-4と34-5についてですが、関連することから事務局は一括して説明をお願いします。</p>

事務局

受付番号 33-4 と 34-5 について一括して説明します。
今回の申請は、空き家バンクに登録された空き家と一緒に農地を取得されるものです。

始めに、受付番号 33-4 ついて説明します。

【議案第1号 受付番号 33-4 朗読後、説明】

土地の所在地 東地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 425 m²

理由につきましては、譲渡人は空き家バンクに登録されており、この度譲受人が空き家と一緒に農地を買われることで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は農地を所有されていませんが、親戚の農地で水稻を栽培された経験があります。今回譲り受けられる農地でも、果樹や野菜を栽培される予定です。

通作については、現在は京都に住所がありますが、買い受ける空き家からは200m程度であり問題ないと思われます。家をリフォームしながら畑も管理耕作されます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は14年以上農業の従事期間があり、また奥さんも農業の従事経験がありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では主に果樹や野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

次に、受付番号 34-5 について説明します。

【議案第1号 受付番号 34-5 朗読後、説明】

土地の所在地 岩淵地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 515 m²

理由につきましては、譲渡人は、先ほどの受付番号 33-4 の譲渡人の息子さんで、同様に、空き家バンクに登録された空き家と一緒に農地も譲受人へ売り渡すというものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は農地を所有されていませんが、親戚の農地で水稻を栽培された経験があります。今回譲り受けられる農地では、野菜や果樹を栽培される予定です。

事務局	<p>通作については、現在は京都に住所がありますが、買い受ける空き家に隣接する農地であり、問題ないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は14年以上農業の従事期間があり、また奥さんも農業の従事経験がありますので、問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜や果樹を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、14番 川村忠幸職務代理に事前調査をお願いしておりましたが本日はご欠席です。報告書を預かっておりますので、事務局は報告をお願いします</p>
事務局	<p>はい。報告書を読み上げます。12月27日に公賀推進委員及び事務局職員2名と現地を確認、1月5日に譲受人、譲渡人の双方に電話で聞き取りを行いました。譲渡人は、八頭町に居住していないので宅地を含め、農地を手放したい意向でした。譲受人は、営農の意欲が強く、農地の許可が出ればすぐに八頭町に来て、住宅の改修を行うとのことでした。本申請に問題はないと考えます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号12-1について事務局は説明をお願いします。</p>

事務局

農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号12-1について説明をします。議案書の3ページをご覧ください。

【議案第2号 受付番号12-1 朗読後、説明】

土地の所在地 日下部地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 2,537 m²のうち1,128.87 m²

資料については、議案書の4ページから8ページに付けています。

場所については、議案書の4ページから5ページに図面を付けていますが、上日下部集落から南西にある農地になります。土地利用計画図は7ページに付けています。

転用理由につきましては、県のため池事業のため土が入れ替えられた部分に植林をしたいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は周辺農地に影響なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は県道、西側・北側は申請人が所有する山林、南側は山林であり、隣接地の同意は得られています。

また、雨水は自然流下で地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、2番 東田輝正委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

東田委員	議席番号2番の東田です。受付番号12-1について報告をいたします。申請人に電話をしまして、申請人から再度植林を行う意向を確認し、問題ないと判断をいたしました。以上で報告を終わります。よろしくをお願いします。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号13-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号13-2について説明をします。 【議案第2号 受付番号13-2 朗読後、説明】 土地の所在地 花原地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 254㎡のうち41.15㎡ 資料については、議案書の9ページから16ページに付けています。 場所については、議案書の9ページから10ページに図面を付けていますが、花原集落から西にある農地になります。土地利用計画図は12ページに付けています。 転用理由につきましては、現在使用している墓地が山中にあるため往来が容易な土地に墓地を移設したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。

事務局	<p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考 えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込ま れます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小 限の面積であり適切と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側は河川、西側は町道、南側は申請 人が所有する畑、北側は河川及び雑種地であり、隣接地の同意は得 られています。</p> <p>また、雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流し、汚水は発生 しません。</p> <p>日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありま せん。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしてお り問題ないと考えます。</p> <p>以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、3番 明治良一委員に事前調査をお願い していますので報告をお願いします。</p>
明治委員	<p>はい。受付番号 13-2 について調査報告をします。1月5日に申 請人宅に訪問し、現在の墓の位置と申請地の墓の位置を案内して もらいながら説明を受けました。先ほど事務局から説明があったよ うに山の中腹にあって、申請人も90前の人なんで、もう面倒見切れ んということで、もうちょっと楽なところに移したいということ でした。特に申請地については事務局から説明あったように問題ない と思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見は ありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願 いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で議案第2号 農地法4条第1項の規定による許可申請に ついての審議を終了します。</p>

議長（会長）	続きますして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の17ページをご覧ください。 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について説明します。八頭町長より令和5年12月28日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。整理番号239-1から304-66について説明します。 この度鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地166,421㎡（115筆）と既に機構へ貸し出されている農用地24,835㎡（13筆）を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人5社へ、96,372㎡（66筆）、その他14名の個人耕作者へ94,884㎡（62筆）を貸付けするものです。以上です。
議長（会長）	それでは審議を行います。整理番号239-1から304-66につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。整理番号239-1から304-66につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第3号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。
議長（会長）	続きますして、日程第6 その他について、事務局より説明願います。
事務局	●第9回定例委員会での質問事項について ●資料提供 ・地域計画（人・農地プラン）のご紹介 ・令和6年度農業委員会開催予定表

事務局

●次回の農業委員会開催日時について

次回の農業委員会は2月13日（火）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。

議長（会長）

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

（なし）

議長（会長）

無いようですので、以上で第10回農業委員会を終了します。

終了（16時00分）